

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）  
の一部改正（特定地域型保育事業の連携施設関連） 概要

1．概要

（1）趣旨

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下この（1）において「運営基準」という。）第 42 条及び附則第 5 条においては、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいい、児童福祉法に規定する家庭的保育事業等と同義。）を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携について定めている。

児童福祉法に基づく地域型保育事業の認可のための家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下この（1）において「認可基準」という。）第 6 条、第 40 条及び第 45 条並びに附則第 3 条においても、当該連携について定められているが、平成 30 年厚生労働省令第 65 号及び平成 31 年厚生労働省令第 49 号による一部改正により規定が追加され、連携の要件が緩和されている。

運営基準は認可基準を前提としたものであることから、認可基準で定める連携の要件の緩和を踏まえ、運営基準を改正することとする。

（2）現行規定の概要

地域の実情に応じて、原則として 0～2 歳児への保育を提供する地域型保育事業者等は、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）よりも比較的小規模であることも踏まえ、

集団保育の提供などの保育内容の支援

職員が病気の場合等の代替保育の提供

3～5 歳児の卒園後の受け皿の確保

という連携を連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）から確保しなければならない（第 42 条）。ただし、令和 1 年度（2019 年度）末までの経過措置あり（附則第 5 条）。

2．改正の内容

（1）【第 42 条第 2 項・第 3 項】代替保育の提供元としての小規模保育事業 A 型等の追加

市町村は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、

特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること

代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

という要件を満たすと認める場合には、

- ・ 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所以外において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A 型、B 型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

- ・ 特定地域型保育事業を行う場所又は事業所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者

を、それぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

( 2 )【第 42 条第 4 項・第 5 項】卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

ただし、この場合において、特定地域型保育事業者は、

利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業に係る施設 又は

地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市町村長が適当と認めるもの

を卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。

( 3 )【第 42 条第 8 項】満 3 歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除

満 3 歳以上の子供を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、規模(定員 20 人以上)や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であり、3～5 歳児を受け入れている事業所も存在することを踏まえ、市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

( 4 )【附則第 5 条】経過措置の 5 年延長

平成 30 年 4 月 1 日時点では、特定地域型保育事業者のうち連携施設の要件を全て満たした事業者は約 46%となっており、約半分は連携施設を確保できていない状況であることを踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置を 5 年延長する。

なお、満 3 歳以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、第 42 条第 8 項により確保義務が既に免除されることから、本経過措置の対象から除く。

( 5 )【第 1 条、第 39 条】その他のハネ改正(従うべき規定の範囲、定義規定の整理)

第 1 条

第 42 条に従うべき基準として 5 項分が追加されることに伴い、従うべき規定の範囲についてハネ改正を行う。

第 39 条

小規模保育事業 A 型等の定義規定の整理を行う。

3 . 施行期日

公布の日